

1996年11月22日 朝日新聞

水本 和実（ロサンゼルス支局長）

投票の意思くむ制度を

海外参政権

海外に住む日本人が國政選挙に参加できなければおかしいと、アメリカやオーストラリアをはじめ世界各地の日本人約五十人が原告團を組織して二十日、日本政府を相手取り損害賠償訴訟を東京地裁に起こした。

国内に住む人にはピンとこないかも知れないが、転勤や留学などで海外へ渡る際、住んでいた市町村に転出届を出すと、選挙人名簿から名前が抹消される。憲法は、日本国籍を持つ三十歳以上の国民すべてに選挙権を保障しているにもかかわらず、現行の公職選挙法では海外居住者の投票制度が定められていないからだ。

原告側は「憲法で保障された権利を行はずる法律がないのは、立法府や行政府の怠慢だ」として、形式的には賠償を求めているが、裁判の最終的な狙いは、国会での早急な在外選挙制度法の整備である。

原告團の中心になっているロサンゼルスの有権者グループは三年前から国會議員や各政党、関係官庁への陳情を繰り返してきた。議員へのアンケートでは、回答者の九九%が在外選挙制度に賛成したという。

残っているのは技術的な問題だけだ。主管官庁は自治省か、外務省か。海外在住の有権者はどこの選挙区に属するのか。どうやって投票するのか。不正投票を防ぐ手段はあるのか。

確かに、完ぺきな制度をめざそうとすれば問題は多い。だが、重要なのは「投票の意思のある人が投票できる制度」（金井紀年・原告團長の整備ではないか。市町村に転出届を出す際、選挙人名簿の登録だけ残し、郵送で投票する制度はどうか。

海外有権者の数は約五十万人といわれる。主要先進国の大半が海外投票制度を認めてい

三一時計